

深堀小学校

育友会会則

深堀小学校育友会

長崎市立深堀小学校育友会会則

第一章 総 則

第1条 この会は長崎市立深堀小学校育友会と称し、事務局を長崎市立深堀小学校(長崎市深堀町5の148)におく。

第二章 目 的

第2条 この会は深堀小学校児童の教育に協力し、学校・家庭・地域社会における児童の福祉を増進するとともに、会員相互の教養を高め、この地域の社会教育の振興を助けることを目的とする。

第三章 組 織

第3条 この会の会員は本校に在籍する児童の保護者と本校教職員とする。

第四章 事 業

第4条 この会は目的遂行のために次の事業を行う。

1. 時代に即応する教育を研究し理解する。
2. 学校並びに地域の教育環境の整備拡充に努める。
3. 児童の健康増進対策並びに学校給食の推進に努める。
4. 児童の校外生活の指導並びに交通事故防止に努める。
5. 会員相互の研修を深め教養向上に努めるとともに親睦をはかる。
6. その他この会の目的を達成するに必要な活動を行う。

第五章 役 員

第5条 この会に次の役員をおく。

会 長	1 名	副会長	必要数	書 記	若干名
会 計	3 名(内 1 名は教頭)	顧 問	若干名(内 1 名は校長)		
監 査	2 名	理 事	第 6 条による	評議員	第 6 条による

第6条 この会の役員の選出は次の方法による。

1. 会長・副会長・監査は会員の中から選出する。
2. 書記・会計は会長が委嘱する。
3. 理事は次の通りとする。
各学年長・各専門部長・育友会会長・育友会副会長・校長・教頭・教務主任
4. 評議員は次の通りとする。
各学級から選出された学級委員・専門部員と本校職員
5. 各学年委員長は各学級委員の互選により選出する。
6. 各専門部部長は各専門部員の互選により選出する。
7. 各地区部会の正・副地区長は各地区部会より選出する。各地区部会の正・副地区長は、評議員ではないので、この会の他の役員と兼任できる。ただし地区の事情によって副地区長の増減は差し支えない。
8. 会長・副会長・書記・会計・監査はこの会の他の役職との兼任はできない。
(正・副地区長のみ兼任することができる。)
9. 顧問は会員中より会長が委嘱する。

第7条 役員の任期は1年とし再任を妨げない。ただし、後任者が決定するまで任務に従う。役員に欠員が生じたときは補充することができる。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。執行部役員の任期は2年間とし、1年ごとの再任を妨げない。尚、執行部役員を経験した場合は、1人の児童に対して、その後の役員を免除できる。(兄弟に関しては免除とはならない。)

第8条 役員の任務は次の通りとする。

1. 会長はこの会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は会務を代行する。
3. 理事は理事会を構成し、この会の必要事項の企画・運営・執行にあたる。
4. 評議員は評議員会を構成し、この会の必要事項の審議・決定をする。
5. 書記はこの会の総会・理事会・評議員会の記録にあたる。また、委任されたその他の職務を行う。
6. 会計はこの会の経理にあたる。
7. 監査はこの会の会務・会計を監査する。
8. 顧問はこの会のすべての会議に参加して意見を述べることができる。

第六章 会 議

第9条 この会は、次の会議を設ける。

1. 総会 2. 理事会 3. 評議員会 4. 学年(学級)部会 5. 専門部会 6. 地区部会 7. 特別委員会

第10条 総 会

1. (種 類) 総会はこの会の最高議決機関で、定期総会と臨時総会とする。
2. (召 集) 定期総会は年1回年度初めに会長が招集し開催する。臨時総会は会長が必要と認めた時、または評議員の3分の2以上の要求があった時開催する。
3. (組 織) 会員で組織する。
4. (議決事項) ア. 会則の改正 イ. 役員の承認 ウ. 事業報告の承認 エ. 決算報告の承認 オ. 予算の決定 カ. その他この会の目的達成に必要な事項の決定。
5. (成立と議決の要件) 委任状を含め、会員の3分の1以上の出席で成立する。議決は出席者の過半数で決定し、可否同数の場合は議長が決定する。
6. (議長の選出) 出席した会員の中から総会において選出する。

第11条 理事会

1. (召 集) 理事会はこの会の執行機関であり、会長が必要と認めた時、または多数の理事の要求によって会長が招集する。
2. (審議事項) ア. 総会・評議員会の決定による委任事項の審議 イ. 総会・評議員会に提出する事項の審議 ウ. その他必要な事項の審議・執行
3. (組織と成立・審議要件) 理事によって組織され、定数の3分の1以上の出席をもって成立する。審議事項は出席理事の過半数で決定し、可否同数の場合は議長が決定する。
4. (議長の選出) 副会長とする。

第12条 評議員会

1. (召 集) 評議員会は総会に次ぐこの会の議決機関で会長が必要と認めたとき、または、多数の評議員の要求によって会長が招集する。
2. (議決事項) ア. 総会に提出する事項の決定 イ. 事業の企画立案の決定
ウ. その他必要事項の決定
3. (組織と成立・議決の要件) 評議員によって組織され、定数の3分の1以上の出席をもって成立する。議決は出席評議員の過半数で決定し、可否同数の場合は議長が決定する。
4. (議長の選出) 副会長とする。

第13条 学年(学級)部会

1. (学年部会の組織と招集) 学年部会は各学年の保護者と各学級担任で組織し、必要と認められた時、各学年主任もしくは各学年長が招集する。
2. (学年部会の運営) 学年部会は学年の事業・その他必要な活動を行う。
3. (学級部会の組織と招集) 学級部会は各学級の保護者と学級担任で組織し、必要と認められた時に各級担任もしくは各学級委員が招集する。
4. (学級部会の運営) 学級部会は学級の事業・その他必要な活動を行う。

第14条 各地区部会

1. (組織と招集) 各地区の保護者で組織され、必要と認められた時、各地区委員長が招集する。
2. (運 営) 各専門部から依頼された事業の運営にあたる。

第15条 特別委員会

会長が必要と認めた時には、評議員会にはかり、特別委員会を設けることができる。ただし、任務が了承した時は解散する。

第16条 専門部会

1. (組織・構成) 専門部会は各学級より選出された専門部員と本校教職員で組織され、構成は評議員会で決める。
2. (招 集) 必要に応じて専門部部長が招集する。
3. (分 担) この会の目的を達成するための業務として、次の専門部を設け、事業を分担する。
 - ア. 文化環境部 会員の研修を推進するために文化的諸行事の計画実施にあたる。教育環境の整備に努め必要と認めた時には当局に対する交渉、その他の郊外活動を行う。
 - イ. 保 健 部 保健衛生思想の向上普及に努め、児童・会員の体力向上、厚生福祉並びに健康増進をはかる。
 - ウ. 生 活 部 地域諸団体との交流を深めながら児童の校外生活の指導に当たり、明朗活発で健全な児童の育成をはかる。
 - エ. 広 報 部 資料調査等を整備し、情報活動を行い、会員の教養向上に資する。

第七章 会 計

第17条 この会の経費は会費、その他の収入をもって充てる。会費は一世帯当たり、月額 400 円とする。

第18条 この会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月末日に終わる。

第八章 付 則

第19条 慶弔費の運用については、内規に基づき措置する。

第九章 施 行

第20条 この会は育友会発足時より制定施行する。

昭和	62 年	6 月	一部改正
平成	5 年	5 月	一部改正
平成	11 年	5 月	一部改正
平成	12 年	5 月	一部改正
平成	15 年	5 月	一部改正
平成	18 年	4 月	一部改正
平成	22 年	5 月	一部改正
平成	29 年	5 月	一部改正
令和	3 年	4 月	一部改正